

# 事故・災害等対策規則

平成14年10月27日

規 程 第 2 号

改正 平成15年9月4日

平成18年3月30日 規程第2号

平成18年7月20日 規程第2号

平成18年12月19日 規程第6号

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、芝山鉄道株式会社（以下「会社」という。）が「緊急時における救急体制の整備について(昭和47年12月22日鉄運第306号)」(以下「通達」という。)並びに「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第112号)」(以下「国民保護法」という。)に基づき、自然現象による災害、人為的原因による災害、重大事故及び武力攻撃事態・緊急処理事態等の発生（以下「事故・災害等」という。）に関し、その予防措置と応急対策を定め、被害の軽減、早期の復旧及び迅速な救援を図ることを目的とする。

## 第2章 事故・災害等の予防

### (予防措置)

第2条 前条の目的を達成するため、会社は各種施設、設備の定期的な点検整備及び巡回巡視を実施し、予防措置を講ずるものとする。

2 会社は、事故・災害等に対処するため、次の施策の実現に努めるものとする。

- (1) 飲料水、救急医療医薬品等の備蓄
- (2) 防災用資機材の確保と整備
- (3) 通信手段を確保するための通信機器の確保と整備

### (教育及び訓練)

第3条 会社は、事故・災害等に迅速かつ的確に対応するため、関係者に対して教育及び訓練を実施する。

## 第3章 対策本部

### (対策本部設置)

第4条 社長は、次のとき対策本部を設置し、対策本部長（以下「本部長」という。）となる。

- (1) 事故・災害等が発生したとき、または発生する恐れがあるときにおいて、必要があると判断したとき。
- (2) 地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）から警戒宣言の発令がなされたとき。
- (3) 成田市または芝山町において震度6以上の大地震が発生したとき。
- (4) 「国民保護法」に基づき、国及び県等に対策本部が設置されたとき。

（対策本部の設置場所）

第5条 対策本部の設置場所は本社内とする。ただし、事故・災害等により本社建物が使用できないときは、本部長が指示する場所に設置する。

（対策本部の組織）

第6条 対策本部の組織は、別表1のとおりとする。

- 2 対策本部に本部長、副本部長及び各班に班長を置く。
- 3 本部長は、対策本部の組織、担当等を随時変更できるものとする。

（対策本部の任務）

第7条 本部長は、対策本部の業務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在の場合、その職務を代理する。
- 3 対策本部各班の任務は、別表1のとおりとする。
- 4 対策本部の各班は、任務を実施するため、具体的な手順及び方法等について「通達」及び「国民保護法」に基づき、事故・災害等対策内規を定めるものとする。

（対策本部設置時の通報連絡）

第8条 対策本部が設置されたときの通報連絡は、別表2により行う。

（対策本部の非常招集等）

第9条 対策本部の構成員は、次の各号に該当する事実を確認したとき、速やかに対策本部に参集する。ただし、住居及び居住地域の被害が著しいなど止むを得ない事情のある者については、対策本部へ事情を報告し、本部長の判断により対象外とすることができる。

- (1) 対策本部が設置されたとき。
- (2) 「判定会」の招集または警戒宣言の発令がなされたとき。
- (3) 成田市または芝山町において震度6以上の大地震が発生したとき。
- (4) 「国民保護法」に基づき、国及び県等に対策本部が設置されたとき。

（被害状況等の調査報告）

第10条 対策本部は、次の諸情報を収集し状況の把握に努める。

- (1) 利用者の被害の状況
- (2) 会社の施設、設備等の被害及び復旧の状況
- (3) 社員動員及び協力会社、関係機関等の応援状況

- (4) 復旧資機材の状況
- (5) 一般の被害及び復旧の状況
- (6) その他事故・災害等に関する状況

(広報活動の実施)

第11条 事故・災害等の発生時においては、駅等会社施設での広報と、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報を以て、利用者への広報活動に努める。

2 利用者への広報は、原則として対策本部が実施する。

(対策本部の解散)

第12条 対策本部の解散は、本部長が解散を指令したときとする。

#### 第4章 救援活動

(利用者の救援)

第13条 事故・災害等が発生したときの利用者に対する救援活動は、運輸部事故・災害等対策内規に則り実施する。

(国民保護法に対する協力)

第14条 「国民保護法」に基づき、地方公共団体の長から避難住民及び緊急物資の輸送等の要請があったときは、正当な理由がない限り協力するものとする。

附 則

この規則は、平成14年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年9月4日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規程第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月20日規程第2号)

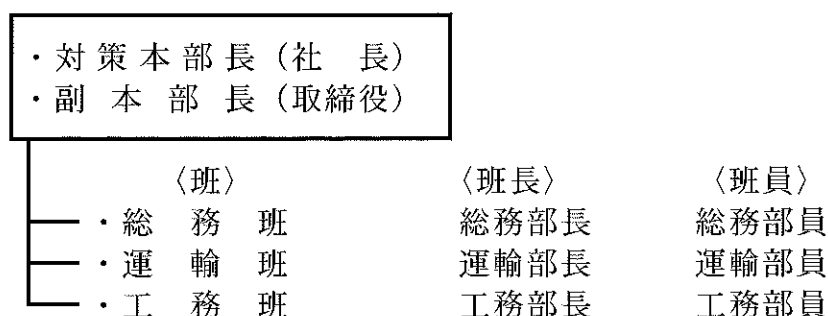
この規則は、平成18年7月20日から施行する。

附 則 (平成18年12月19日規程第6号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(別表1) 対策本部の組織及び任務

・組織



・各班の主な任務

班名	対策本部の任務	具体的な業務
総務班	1 対策本部の設置及び運営に関する事 2 対策本部からの指令、指示及び情報に関する事 3 対策本部の記録及び整理に関する事 4 対策本部及び各班の作業活動の連絡並びに推進に関する事 5 情報の収集及び伝達に関する事 6 対策本部における報道機関等外部への対応に関する事 7 各班との調整に関する事 8 その他庶務に関する事	総務部事故・災害等対策内規による
運輸班	1 旅客の救護に関する事 2 旅客営業及び列車運転の計画に関する事 3 旅客の輸送手配に関する事 4 駅施設における旅客への広報に関する事 5 旅客営業及び列車運転に関する監督官庁への報告に関する事 6 車両及び所管施設の復旧計画に関する事 7 復旧資機材及び関係業者等からの人員確保に関する事 8 事故原因の調査に関する事 9 事故現場への適切な支援及び助言に関する事	運輸部事故・災害等対策内規による
工務班	1 鉄道施設(線路・建造物、電気施設等)の復旧計画に関する事 2 事故原因の調査に関する事 3 建設関係に関する監督官庁への報告に関する事 4 事故現場への適切な支援及び助言に関する事	工務部事故・災害等対策内規による

(別表2) 対策本部を設置されたときの通報連絡

社外通報連絡

